

青森公立大学広報倫理ガイドライン

令和8年3月4日制定

公立大学法人青森公立大学

青森公立大学広報基本方針に基づき、このガイドラインを定める

1 原則

青森公立大学における広報の基本目的は、本学の活動状況等の情報を公正かつ正確に学内および社会に対して提供することにある。この目的のために、広報活動に従事する教職員は、以下の規範にもとづいて、職務を行うことが期待される。なお、このガイドラインに定めるもののほか、個人情報の取扱いについては、本学における個人情報の保護に関する規程により適切に実施する。また、その他の人権に関する法令・規則に定めがある場合は、その定めるところによる。

2 正確性の保持

本学の活動および成果等の情報を学内および社会に対して、正確に提供しなければならない。情報の発信は、写真も含め、不正確な情報、誤解を招く情報、あるいは歪曲された情報を、広報（紙媒体だけでなく電子媒体等も含む。）に掲載しないように注意しなければならない。掲載された内容に、重大な誤り、誤解を招く表現があることが判明した場合には、迅速に訂正等の措置を取らなければならない。

3 プライバシーの尊重

個人のプライバシーに関わる情報（家庭、家族、宗教、健康、性、個人生活等）を、同意なく掲載してはならない。個人が特定できる情報を掲載する場合（写真、動画等の使用を含む）は、本人にその主旨を十分説明し、承諾を得なければならない。

4 著作権の尊重

他人の文章や写真を剽窃するなど著作権を侵害する行為を行ってはならない。

5 差別的表現の禁止

偏見や差別を含む表現を行ってはならない。

6 誹謗中傷の禁止

特定の個人や団体に対する批判や論評を含んでいる情報については、正当性があり、その掲載が公共のためになる十分な理由がなければ、掲載してはならない。

7 商業用広告の取り扱い

本学の広報媒体という性格になじまない商業用広告を掲載してはならない。また、掲載される商業用広告の内容に対しても、上記の全項目が適用される。